

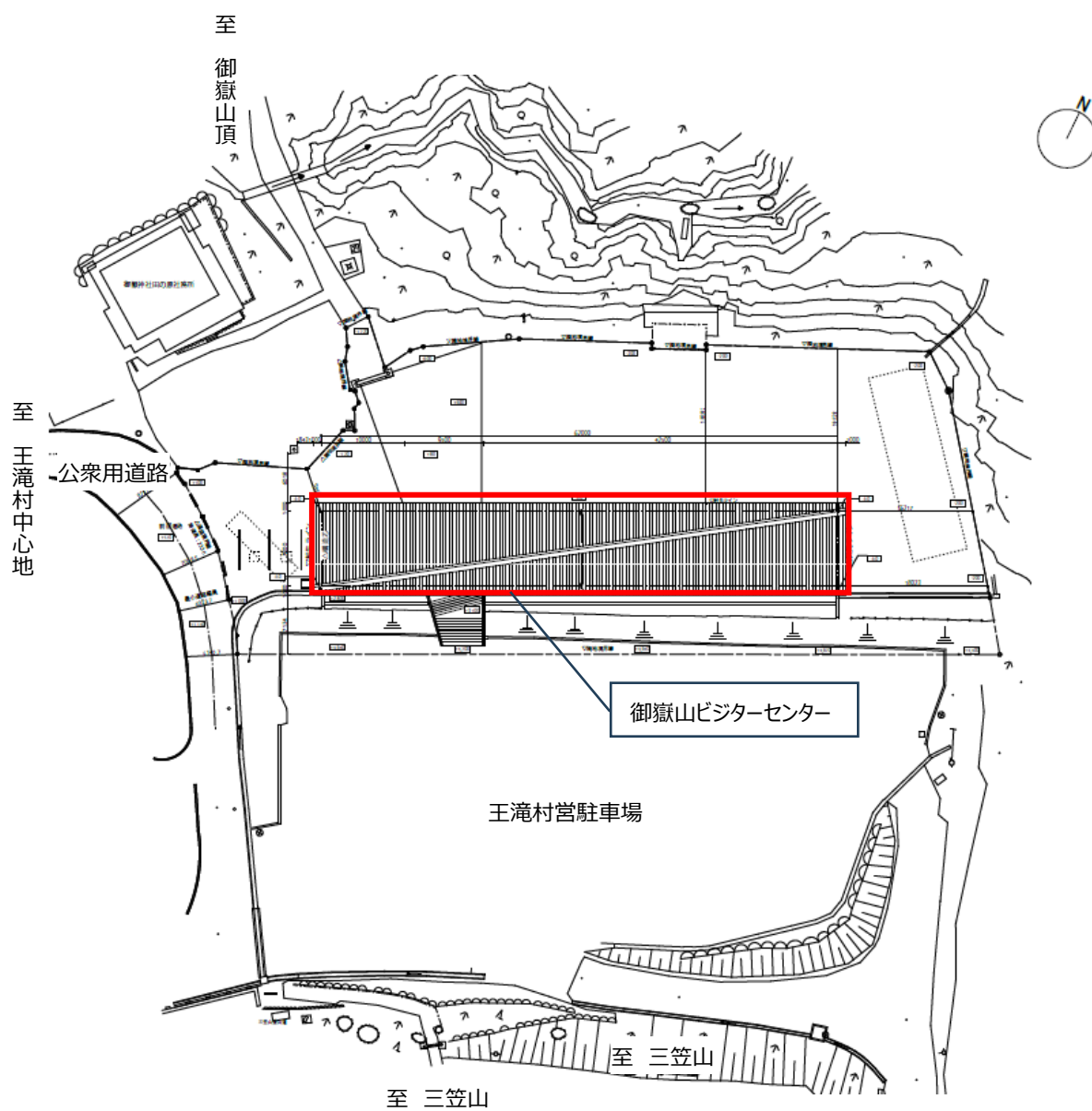
長野県立御嶽山ビジターセンター

資 料 集

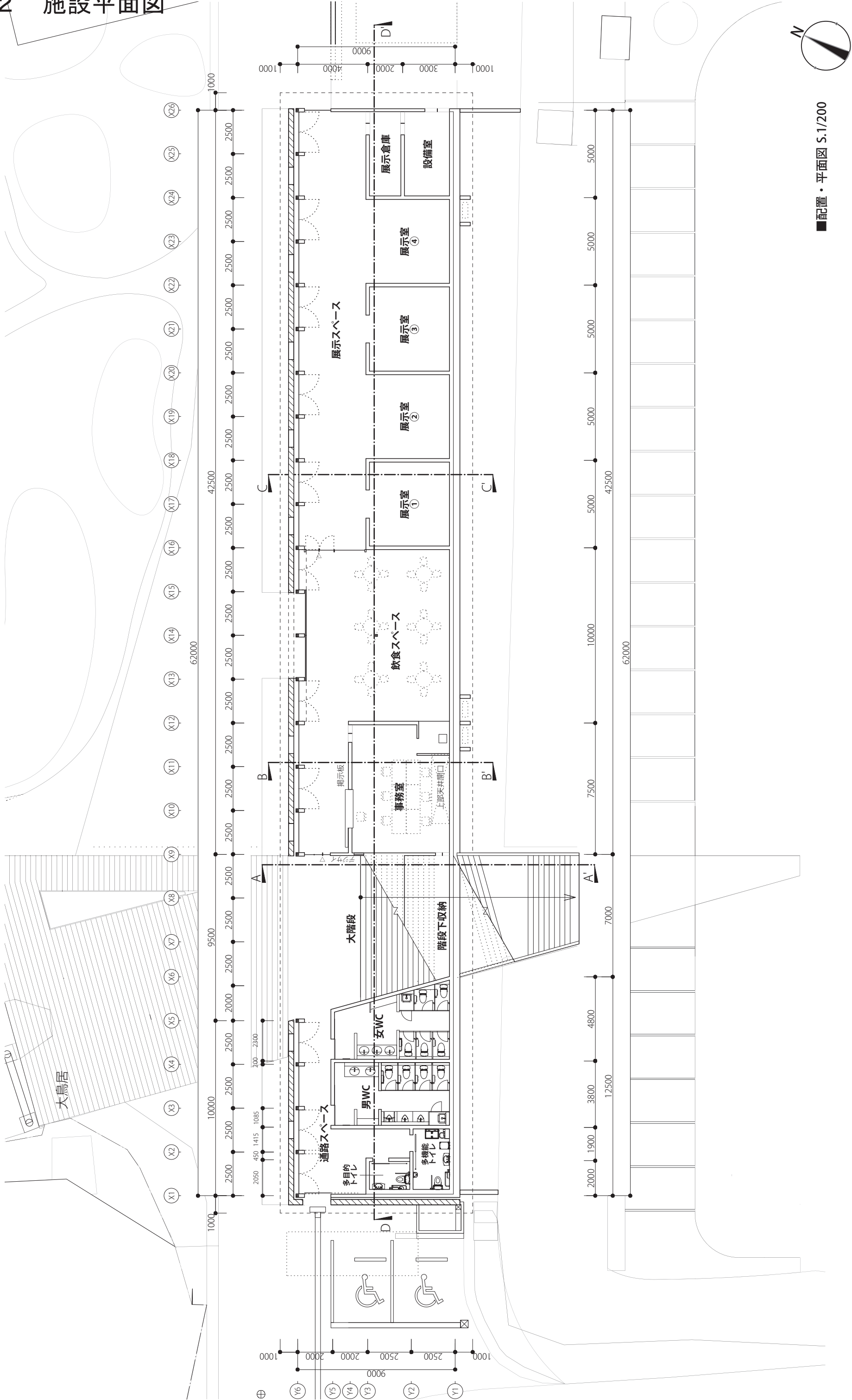
<目次>

1	施設配置図	1
2	施設平面図	2
3	施設の外観及び内観	4
4	施設の詳細	7
5	職員体制	7
6	施設利用状況	7
7	管理運営予算の状況	8
8	燃料等エネルギーの使用量	8
9	修繕の状況	8
10	外部委託の状況	8
11	物品・展示物等一覧	9
12	その他の取扱いについて	10
13	地方自治法（抄）	11
14	長野県自然公園施設条例	13
15	長野県自然公園施設管理規則	16

1 施設配置図

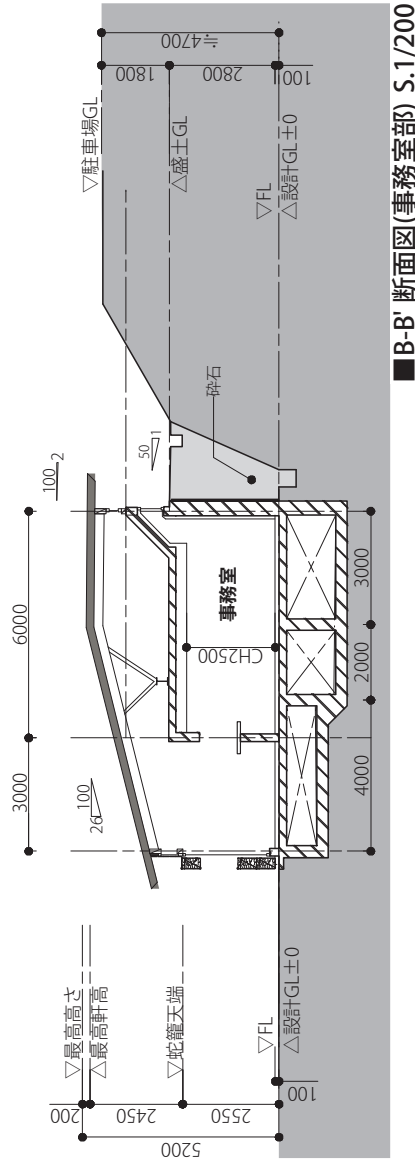
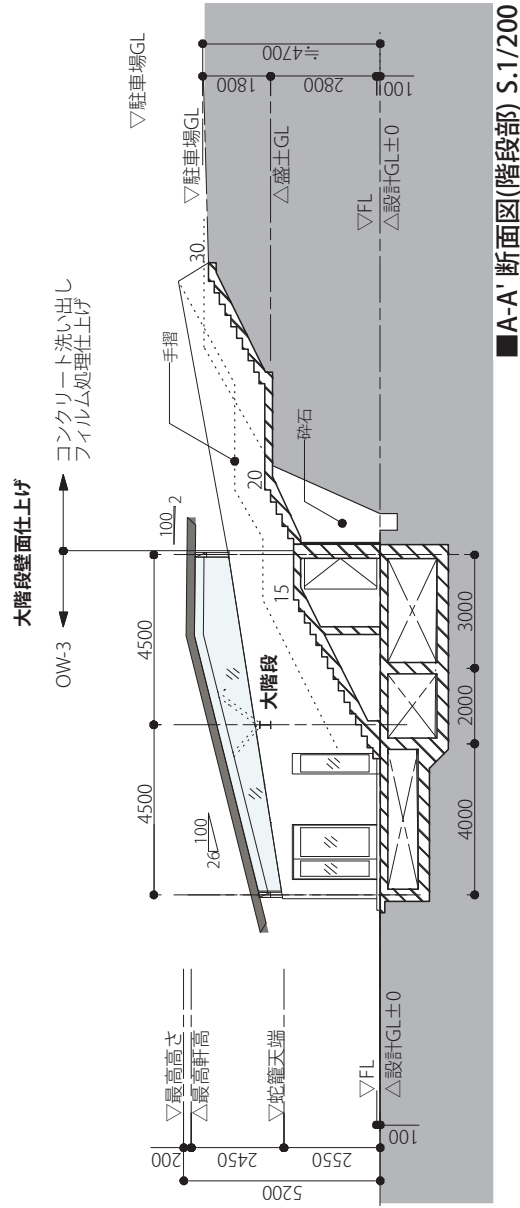
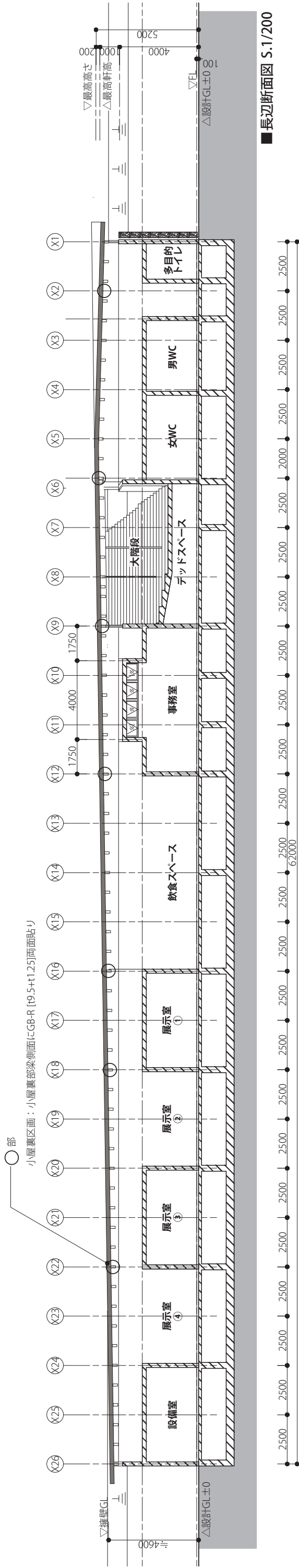


2 施設平面図



■配置・平面図 S.1/200

Note	yHa architects Fukuoka Tokyo JAPAN www.yha.jp info@yha.jp tel +81 50 3478 5444 fax +81 50 3737 3405		
	御岳県立公園御嶽山 センターセンター（仮称） 建設工事		
Project Title	長野県		
	Client Architect Engineer		
Name of Drawing	A-11		
	平面図		
Scale	A3.1/200		
	Date		
Drawn by	Checked by		
	Date		



■平均天井高さの算定

- 平均天井高 [X9] 断面

$$\textcircled{1} (3.205 + 4.935) \times 6.855 / 2 = 27.899 \text{ m}^2$$

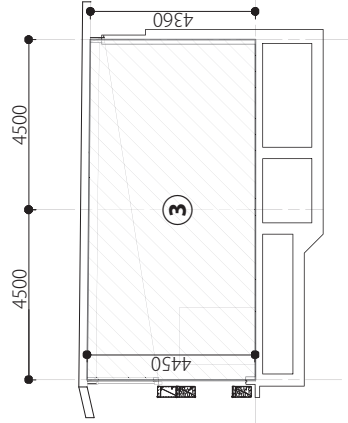
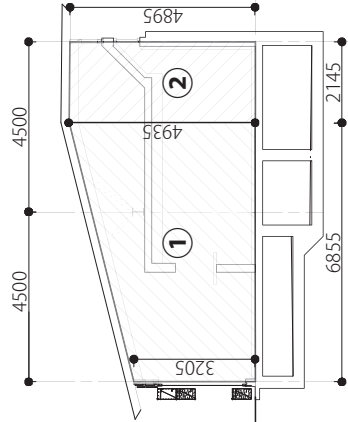
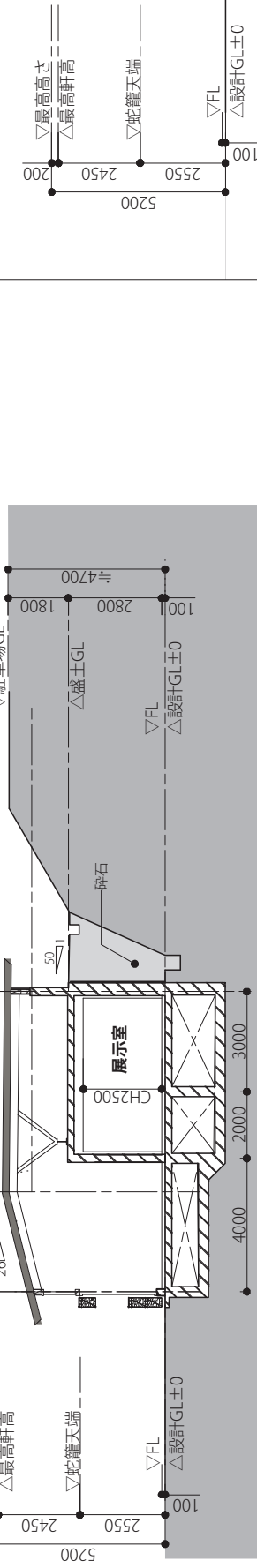
$$\textcircled{2} (4.935 + 4.895) \times 2.145 / 2 = 10.542 \text{ m}^2$$

$$38.441 \text{ m}^2 \div 9.0 \text{ m} = \underline{4.271 \text{ m}}$$

- 平均天井高 [X26] 断面

$$\textcircled{3} (4.450 + 4.360) \times 9.000 / 2 = 39.645 \text{ m}^2$$

排煙上有効な開口部分の高さはGL+2100以上とする。
(H12建告1436)



Note

Project Title	Client
御厩屋立公園御猪山 ピシターセンター（仮称） 建設工事	長野県
	Architect
	Engineer

Drawn by _____

Checked by _____

Date _____

Name of Drawing	A-13
	断面図
Scale	A3.1/200

3 施設の外観及び内観



外観



展示室



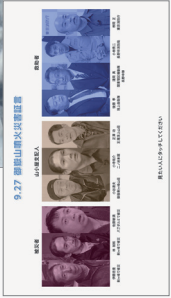
展示室



火山防災情報と 歴史・文化・自然の 魅力を伝える

御嶽山は古くからの山岳信仰文化を持つ、全国的に知られる霊峰です。

2014年9月27日に甚大な噴火災害が発生しました。当センターは、二度と同様の災害が生じぬよう、御嶽山が火山であることを知っていただき、安全に登山するための情報を提供するとともに、御嶽山の豊かな自然や動植物、地域の歴史と文化についても詳しく紹介する施設です。眼前に雄大な御嶽山を臨む新たな拠点施設が誕生しました。多くの皆さまのご利用をお待ちしています。



▲ドキュメント映像「御嶽山噴火災害」

◀被害者・救助者の証言映像

●最新の火山活動について調べる
気象庁の火山登山者向け情報提供ページへ



●登山計画書をオンラインで出す
御嶽山では登山計画書が義務化されています。



施設へのご案内

ACCESS



車		電車		バス	
大阪	名神高速 180分	大阪	新幹線 70分	名古屋	バス 60分
東京	中央自動車道 170分	東京	特急 160分	名古屋	バス 15分
名古屋	中央自動車道 55分	名古屋	中央自動車道→R19 250分	木曽福島駅前	バス 60分
木曽福島(元橋)	中央自動車道 100分	木曽福島駅前	JR中央本線(特急) 90分		
伊那I.C.	伊那I.C. 45分	伊那I.C.	JR中央本線(特急) 30分		
塩尻I.C.	塩尻I.C. 60分	塩尻			
伊那I.C.	伊那I.C. 45分				
中津川I.C.	中津川I.C. 80分				
中津川I.C.	中津川I.C. 80分				
木曽福島(元橋)	木曽福島(元橋) 5分				
木曽福島駅前	木曽福島駅前 5分				
木曽福島駅前	木曽福島駅前 5分				
木曽福島駅前	木曽福島駅前 5分				

公共交通機関

JR木曽福島駅より「おんたけ交通 御岳田の原線」の田の原バス停下車すぐ。

【バス/タクシーのお問い合わせ】

おんたけ交通 (0264-22-2444)

おんたけタクシー (0264-22-2525)

木曽交通(0264-22-3666)

やまテラス王滝

〒397-0201 長野県木曽郡王滝村田の原3162

開館時間／7:00～16:00

営業期間／6月上旬～11月上旬



御嶽山を知り
火山を理解し
次世代につなげる



長野県立 御嶽山ビジターセンター
やまテラス王滝

火山と自然の情報館

100mm

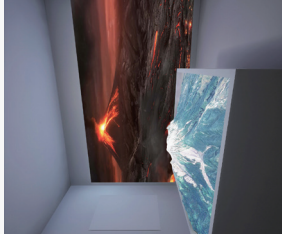
100mm

折込面 97mm

展示室1

御嶽山の成り立ち

御嶽山の火山活動の様子をプロジェクションマッピング映像で紹介しています。また、模型には、ハザードマップや最新の地質図などが投影されます。

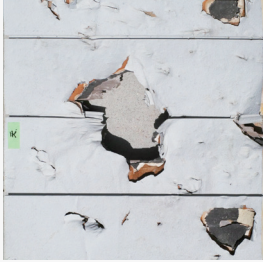


▲御嶽山のプロジェクションマッピング

展示室3

火山を知る

2014年噴火の概要と救助・救出活動の様子、噴火の威力などを映像やパネル、実物資料で紹介しています。加えて火山が育んだ御嶽山の魅力も紹介しています。

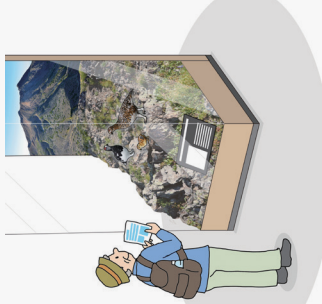


▲噴石で穴が開いた剣ヶ峰折壊所の壁の一部

展示室2

御嶽山の自然

御嶽山（標高3,067m）の豊かな自然に生息する動植物を壁面いっぱいに展示しています。
天然記念物（長野県の県鳥）である「ライチョウ」も紹介しています。

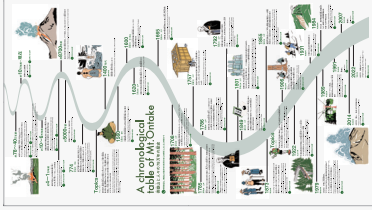


ライチョウのジオラマ▲

展示室4

山と人の関わり

山小屋や強力（ごうりき）などの山にまつわる仕事、噴火災害を経て御嶽山と共に生きる人々を紹介しています。
迫力ある赤色立体地図が見られるほか、1分間で火山を学べるクイズも楽しめます。



御嶽山年表▶

御嶽山に関する最新の火山情報を発信しています

登山シーズン中、屋外にデジタルサイネージ（電子掲示板）を設置し、24時間、御嶽山に関する最新の火山情報を発信します。ヘルメットの貸し出しなど、安全な登山に必要なグッズも紹介します。



デジタルサイネージ▲

◀リアルタイムデジタル掲示板

飲食・休憩スペース

登山前の準備、登山後の休憩スペースとしてご利用ください。（荷物置き場や充電コーナーあり）
中央モニターでは御嶽山の魅力を発信します。



みんなのクマコミ広場

展示室4

展示室3

展示室2

展示室1

飲食・休憩スペース



火山と自然の情報館

長野県立 御嶽山ビジターセンター やまテラス王滝

4 施設の詳細

(建物)	(㎡)
建築面積	558.0
延面積	498.3

(土地)	(㎡)
敷地面積	3,209

(㎡)	
内訳	
展示スペース	200.0
飲食・休憩スペース	90.0
事務室	45.0
トイレ	101.2
展示倉庫	15.0
階段下収納	14.6
設備室	10.0
通路その他	22.5

5 職員体制

《令和7年度》
総員 3人

6 施設利用状況

(1) 令和7年度(2025年度)の利用状況

	入館者数 (人)	ガイドウォーク 参加者 (人)	団体受入 (回)
4月	0	0	0
5月	780	0	0
6月	993	6	2
7月	3,243	4	2
8月	3,514	8	2
9月	2,351	3	1
10月	1,471	0	5
11月	138	0	0
2月	0	0	0
合計	12,490	21	12

(1) 令和6年度(2024年度)の利用状況

	入館者数	ガイドウォーク 参加者 (人)	団体受入 (回)
4月	146	0	0
5月	925	0	1
6月	630	6	3
7月	1,922	4	2
8月	2,864	8	2
9月	2,490	4	2
10月	1,810	0	0
11月	169	0	0
2月	0	0	0
合計	10,956	22	10

7 管理運営予算の状況

(単位:千円)

	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
人件費	5,209	5,337
光熱水道等運営経費	1,866	1,932
その他物件費	3,357	2,653
合計	10,432	9,922

8 燃料等エネルギーの使用量

区 分		単位	使用量	
			令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
光熱水費	電 気	kwh	47,537	46,677
	水 道	m ³	50	54

9 修繕等の状況

(1) 修繕の状況

(単位:円)

令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)	
内 容	金 額	内 容	金 額
		浄化槽緊急対応	27,500
計	0	計	27,500

10 外部委託の状況 <<令和7年度(2025年度)>>

(単位:円)

業務の名称	金 額
浄化槽保守点検業務(4回)	132,000
HP管理業務	110,000
防雪ネット組立撤去作業	422,400
消防用設備保守点検(機器点検)	24,090
消防用設備保守点検(総合点検)	29,590

11 物品・展示物等一覧

No.	物品固有名称	品名	型式・規格	数量	保管場所	取得日付
1	県産木材製天板事務机	テーブル類	片そで机	1	事務室	R 4. 8.23
2	県産木材製天板事務机	テーブル類	片そで机	1	事務室	R 4. 8.23
3	県産木材製天板事務机	テーブル類	片そで机	1	事務室	R 4. 8.23
4	県産木材製天板事務机	テーブル類	片そで机	1	事務室	R 4. 8.23
5	県産木材製天板テーブル	テーブル類	テーブル	1	事務室	R 4. 8.23
6	ヒノキ製テーブル	テーブル類	長机	1	倉庫	R 4.12. 2
7	地図	図書類	掛図、付図	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
8	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室1	R 4.12. 2
9	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室1	R 4.12. 2
10	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室1	R 4.11.30
11	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室1	R 4.12. 2
12	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室1	R 4.12. 2
13	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室1	R 4.12. 2
14	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室2	R 4.12. 2
15	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室2	R 4.12. 2
16	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室2	R 4.12. 2
17	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室2	R 4.11.30
18	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室2	R 4.12. 2
19	プロジェクションマッピング用模型	模型類	地理模型	1	展示室1	R 4.12. 2
20	プロジェクションマッピング用プロジェクタースystem	光学機器類	映写機	1	展示室1	R 4.12. 2
21	みんなでつくる動植物図鑑端末	情報処理機器類	パーソナルコンピューター	1	展示室2	R 4.12. 2
22	ライチョウジオラマ	標本類	動物標本	1	展示室2	R 4.12. 2
23	コマクサ・オンタデ模型	模型類	植物模型	1	展示室2	R 4.12. 2
24	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室3	R 4.12. 2
25	展示用ガラスだな	箱類	ケース	1	展示室2	R 4.12. 2
26	展示用ガラスだな	箱類	ケース	1	展示室2	R 4.12. 2
27	木製展示ケース	箱類	ケース	1	展示スペース	R 4.12. 2
28	木製展示ケース	箱類	ケース	1	展示スペース	R 4.12. 2
29	木製展示ケース	箱類	ケース	1	展示スペース	R 4.12. 2
30	木製展示ケース	箱類	ケース	1	展示倉庫	R 4.12. 2
31	展示ケース付き長いす	いす類	長いす	1	展示スペース	R 4.12. 2
32	展示ケース付き長いす	いす類	長いす	1	展示スペース	R 4.12. 2
33	展示ケース付き長いす	いす類	長いす	1	展示スペース	R 4.12. 2
34	噴石展示ケース	箱類	ケース	1	展示室4	R 4.12. 2
35	御嶽古道現代絵図	情報処理機器類	パーソナルコンピューター	1	展示室4	R 4.12. 2
36	火山を楽しむ1分ドリル	情報処理機器類	パーソナルコンピューター	1	展示室4	R 4.12. 2
37	リアルタイムコミュニケーションシステム	情報処理機器類	パーソナルコンピューター	1	大階段	R 4.12. 2
38	地図	図書類	掛図、付図	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
39	多目的モニター	光学機器類	映写機	1	展示室1	R 4.12. 2
40	ヒノキ製テーブル	テーブル類	長机	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
41	ヒノキ製テーブル	テーブル類	長机	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
42	ヒノキ製テーブル	テーブル類	長机	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
43	ヒノキ製長いす	いす類	長いす	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
44	ヒノキ製長いす	いす類	長いす	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
45	ヒノキ製長いす	いす類	長いす	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
46	ヒノキ製長いす	いす類	長いす	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
47	ヒノキ製長いす	いす類	長いす	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
48	ヒノキ製長いす	いす類	長いす	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
49	ヒノキ製長いす	いす類	長いす	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
50	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室3	R 4.12. 2
51	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室3	R 4.12. 2
52	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室3	R 4.12. 2
53	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室3	R 4.12. 2
54	ドキュメント映像用モニター	光学機器類	映写機	1	展示室3	R 4.12. 2
55	御嶽山頂付近模型	模型類	地理模型	1	展示室3	R 4.12. 2
56	祈禱所の壁	標本類	社会科標本	1	展示室3	R 4.12. 2
57	展示用ガラスだな	箱類	ケース	1	展示室3	R 4.12. 2
58	展示用ガラスだな	箱類	ケース	1	展示室3	R 4.12. 2
59	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室4	R 4.12. 2
60	証言映像用モニター	光学機器類	映写機	1	展示スペース	R 4.12. 2
61	証言映像用モニター	光学機器類	映写機	1	展示す	R 4.12. 2
62	御嶽山赤色立体地図	図書類	掛図、付図	1	展示スペース	R 4.12. 2
63	展示パネル	図書類	掛図、付図	1	展示室2	R 4.12. 2
64	展示用テーブル	テーブル類	テーブル	1	展示スペース	R 4. 8.26
65	地図	図書類	掛図、付図	1	展示スペース	R 4.12. 2
66	デジタルサイネージモニター	光学機器類	映写機	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
67	デジタルサイネージモニター	光学機器類	映写機	1	飲食・休憩スペース	R 4.12. 2
68	機器収納什器	箱類	器具箱	1	事務室	R 6. 7. 2

12 その他の取扱いについて

◆ 敷地内での物販等について

- 指定管理者は、事務室窓口等において土産物を販売することができる。
 - ※ 行政財産目的外使用許可が必要となる場合があります。
 - また、使用料の支払が発生する場合があります。
- 第三者がセンター建物内または敷地内で物販等を実施する場合は、行政財産目的外使用の手続きが必要となるので、事前に県に協議すること。

13 地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2～6（略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8～12（略）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

長野県自然公園施設条例をここに公布します。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、長野県自然公園施設の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供するため、長野県自然公園施設（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県霧ヶ峰自然保護センター	諏訪市
長野県乗鞍自然保護センター	松本市
長野県美ヶ原自然保護センター	松本市
長野県立御嶽山ビジターセンター	木曽郡王滝村

(利用の禁止又は制限)

第4条 知事（次条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定している場合においては、当該指定管理者）は、センター内において他人の迷惑になるような行動をした者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の利用を禁止し、又は制限することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその指定は、当該センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称及び位置並びにその概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第8条 第6条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの公共性を確保し、かつ、センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 自然公園の保護及び適正な利用の推進並びに自然体験活動の機会の提供に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの休館日について、規則で定めるところによるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センターの利用時間について、午前9時（長野県美ヶ原自然保護センターにあっては、午前9時30分）から午後4時（長野県乗鞍自然保護センターにあっては、午後5時）までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (4) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第13条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(管理等の委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

長野県自然公園施設管理規則をここに公布します。

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県自然公園施設条例(令和3年長野県条例第26号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野県自然公園施設(以下「センター」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 知事が管理するセンターの休館日及び条例第12条第1号に規定するセンターの休館日は、別表のとおりとする。ただし、知事が管理するセンターの休館日にあつては、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 知事が管理するセンターの利用時間は、午前9時(長野県美ヶ原自然保護センターにあつては、午前9時30分)から午後4時(長野県乗鞍自然保護センターにあつては、午後5時)までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(遵守事項)

第4条 知事が管理するセンターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) センターの施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について知事が定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第5条 知事が管理するセンターの利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、知事の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(指定の申請)

第6条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書

- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第9条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の管理に関する準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、条例第5条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条中「知事が管理」とあるのは「指定管理者（条例第5条の規定によりセンターの管理をする指定管理者をいう。第5号及び次条において同じ。）が管理」と、同条第5号中「知事が」とあるのは「指定管理者が知事の承認を得て」と、第5条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

センターの名称	休館日
長野県霧ヶ峰自然保護センター	1 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日) 2 11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県乗鞍自然保護センター	1 水曜日 2 11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県美ヶ原自然保護センター	11月1日から翌年4月30日までの間の知事が別に定める日
長野県立御嶽山ビジターセンター	11月1日から翌年5月31日までの間の知事が別に定める日

(別記様式) (第 6 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県自然公園施設条例第 6 条の規定により申請します。

(備考) 2 以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名等を記載した書類を添付すること。